

**【医療】訪問看護  
ゆうわ訪問看護ステーション  
重要事項説明書**

1. 事業所経営法人

(法人名) 社会福祉法人 恒和会  
(法人所在地) 山口県柳井市伊保庄字近長浜 1 番 4  
(電話番号) 0820-27-6001  
(代表者氏名) 理事長 中村 雅彦

2. 事業の目的及び運営の方針

社会福祉法人恒和会が開設するゆうわ訪問看護ステーション(以下「本事業」という。)において実施する指定訪問看護事業は、適正な運営のために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護の円滑な運営を図ります。その上で、利用者の意志及び人権を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護の提供を確保することを目的とします。

本事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援するとともに、心身の機能の維持回復を図り、生活機能の維持向上を目指すものとします。

指定訪問看護は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者の療養上妥当適切に行い生活の質の充実に資するとともに、漫然かつ画一的にならないよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとします。

本事業は、自らその提供する訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとします。

3. 事業者の内容

(1) 事業所の概要

(事業所名) ゆうわ訪問看護ステーション  
(ステーションコード) 12,9004,4  
(所在地) 山口県柳井市古開作 479 番 3  
(管理者) 高津 直美  
(電話番号) 0820-25-1212  
(F A X) 0820-25-1661  
(サービスを提供する地域)

柳井市、平生町、田布施町の区域とします。ただし、離島を除きます。

(2) 事業所の従業者体制

	職務の内容	合計
管理者 (訪問看護師兼務)	・業務の一元管理 ・訪問看護計画の作成 ・サービス提供	1名
訪問看護師 (うち1人管理者兼務)	・サービス提供	3名以上

(3) 営業日及び営業時間

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

(営業日) 月曜日から金曜日(12月29日から1月3日までを除く)

(営業時間) 8時20分から17時20分

ただし、電話等により24時間連絡ができる体制は整備されています。

4. 提供するサービスの内容

(1) 訪問看護サービス

訪問看護計画に基づき訪問看護サービスを提供します。

(2) その他のサービス

居宅介護支援事業者及び他の介護サービス事業者などへの連絡、調整を行います。  
訪問看護計画書の作成を行います。

5. サービス利用料金

(1) 診療報酬に係る費用 (※保険証の負担割合、公費により自己負担額は異なります。)

①訪問看護基本療養費 (I)

訪問看護基本療養費 I イ	
週 3 日目まで	5,550 円/日
週 4 日目以降	6,550 円/日
訪問看護基本療養費 I ハ	12,850 円/月

②訪問看護基本療養費 (II)

訪問看護基本療養費 II イ (同一日に 2 人まで)	
週 3 日目まで	5,550 円/日
週 4 日目以降	6,550 円/日
訪問看護基本療養費 II イ (同一日に 3 人以上)	
週 3 日目まで	2,780 円/日
週 4 日目以降	3,280 円/日
訪問看護基本療養費 II ハ	12,850 円/月

③訪問看護基本療養費 (III)

訪問看護基本療養費 III	
(入院中 1 回 (基準告示第 2 の 1 に規定する疾病等は 2 回))	8,500 円

④訪問看護基本療養費 (I) 又は訪問看護基本療養費 (II) の加算

1 日に 2 回訪問した場合	
緊急訪問看護加算 (月 14 日目まで)	2,650 円/日
緊急訪問看護加算 (月 15 日目以降)	2,000 円/日
長時間訪問看護加算 (週 1 日)	5,200 円
複数名訪問看護加算イ (週 1 日)	4,500 円
複数名訪問看護加算ロ (週 1 日)	3,800 円
複数名訪問看護加算ハ (週 3 日)	3,000 円
複数名訪問看護加算ニ (1 日に 1 回の場合)	3,000 円
(1 日に 2 回の場合)	6,000 円
(1 日に 3 回以上の場合)	10,000 円
難病等複数回訪問看護加算 (1 日に 2 回の場合)	4,500 円/日
(1 日に 3 回の場合)	8,000 円/日
精神科複数回訪問看護加算 (1 日に 2 回の場合)	4,500 円/日
(1 日に 3 回の場合)	8,000 円/日
夜間・早朝訪問看護加算	2,100 円/回
深夜訪問看護加算	4,200 円/回

⑤訪問看護ステーションにおける精神科訪問看護基本療養費 (I) (1 日につき)

精神科訪問看護基本療養費イ (週 3 日まで)	
30 分以上の場合	5,550 円
30 分未満の場合	4,250 円
(週 4 日目以降)	
30 分以上の場合	6,550 円
30 分未満の場合	5,100 円

⑥精神科訪問看護基本療養費 (III) (1 日につき) 同一建物居住者

精神科訪問看護基本療養費イ (同一日 2 人)	
(週 3 日まで) 30 分以上の場合と 30 分未満の場合、基本療養費 (I) と同報酬	
(週 4 日以降) 30 分以上の場合と 30 分未満の場合、基本療養費 (I) と同報酬	
週 3 日まで (同一日 3 人以上)	
30 分以上の場合	2,780 円
30 分未満の場合	2,130 円
週 4 日目以降 (同一日 3 人以上)	
30 分以上の場合	3,280 円
30 分未満の場合	2,550 円

⑦精神科訪問看護基本療養費（Ⅳ）（入院患者の外泊時の訪問看護）	8,500円
⑧長時間精神科訪問看護加算 1回につき	5,200円
⑨複数名精神科訪問看護加算（30分未満の場合を除く）	
精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）、又は精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）の加算イ	
（同一建物内1人又は2人）	
1回/日	4,500円
2回/日	9,000円
3回以上/日	14,500円
（同一建物内3人以上）	
1回/日	4,000円
2回/日	8,100円
3回以上/日	13,000円
⑩訪問看護管理療養費	
月の初日の訪問の場合	
訪問看護管理療養費	7,440円
月の2日目以降の訪問の場合	
訪問看護管理療養費1	3,000円/日
訪問看護管理療養費2	2,500円/日
⑪訪問看護管理療養費の加算	
24時間対応体制加算	6,520円/月
特別管理加算Ⅰ	5,000円/月
特別管理加算Ⅱ	2,500円/月
退院時共同指導加算（1回限り（基準告示第2の1に規定する疾病等は2回））	8,000円
特別管理加算の対象者である場合（特別管理指導加算）	2,000円
退院支援指導加算（退院後翌日以降の初回訪問時）	6,000円、
（長時間の場合）	8,400円
在宅患者連携指導加算	3,000円/月
在宅患者緊急時等カンファレンス加算（月2回）	2,000円/回
看護・介護職員連携強化加算	2,500円/月
精神科重症患者支援管理連携加算イ	8,400円/月
精神科重症患者支援管理連携加算ロ	5,800円/月
⑫訪問看護情報提供療養費	
訪問看護情報提供療養費	1,500円/月
⑬訪問看護ターミナルケア療養費	
訪問看護ターミナルケア療養費1	25,000円
訪問看護ターミナルケア療養費2	10,000円

## (2) その他の費用

- ・利用者宅でサービス提供を行う際に使用するガス代や電気代、水道代等については利用者負担とさせていただきます。
- ・通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収いたします。
  - ① 実施地域を越えた地点から、片道5km未満 110円
  - ② 実施地域を越えた地点から、片道5km以上 以降5km毎に①の額に110円を加算
- ・死後の処置料は、11,000円とします。

## (3) 利用料金のお支払い方法

料金・費用は1カ月毎に計算しご請求いたします。サービス提供月の翌月15日頃に前月分の請求書を送付させていただきますので、月末までに下記の方法でお支払い下さい。1カ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

- ① 当事業所指定の金融機関への口座振込
- ② 当事業所指定の金融機関での口座振替
- ③ 現金による支払い

## 6. サービス利用に関する留意事項

- (1) サービス提供にあたり、複数の訪問看護師が交替してサービスを提供します。選任された訪

問看護師の交替を希望する場合には、当該訪問看護師が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問看護師の交替を申し出ることができません。但し、ご契約者からの特定の訪問看護師の指名はできません。

(2) 訪問看護サービスの実施に関する指示、命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問看護サービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分配慮するものとします。

(3) 利用者又はその家族は、利用者に体調の変化があった際に事業所の従業員へご一報下さい。

(4) サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。

(5) 従業員に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

## 7. 緊急時の対応

サービス提供中に利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じると共に、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

## 8. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を整えるとともに、常に関係機関との連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、従業員の訓練を行います。

## 9. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町、関係医療機関等へ連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 10. 損害賠償について

事業者の責任によりご利用者様に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者様に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額することが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

(加入損害保険会社名) 東京海上日動火災保険株式会社

## 11. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

## 12. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を守ります。

また、退職後においてもこれらの秘密を守るべき旨を、従業員との雇用契約の内容としています。

## 13. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため、業務マニュアルを作成し従業員教育を行います。

## 14. 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者：管理者 高津 直美

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底

を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町に通報します。

#### 15. ハラスメントへの対応

認知症等の病的な要因を考慮した上で、下記のような行為がありハラスメントとみなされる場合は、サービスの中止や契約を解除する場合があります。

##### <契約を解除する具体例>

##### 暴力または乱暴な行動

- ・物を投げつける
- ・刃物を向ける、服を引きちぎる、殴るけるの暴力
- ・怒鳴る、奇声、大声を発する など

##### セクシャルハラスメント

- ・介護従事者の体を触る、手を握る
- ・腕を引っ張り抱きしめる
- ・卑猥な言動
- ・女性のヌード写真を見せる など

##### その他

- ・介護従事者の自宅の住所や電話番号を何度も聞く
- ・ストーカー行為
- ・周囲に迷惑をかける言動
- ・無理な要求、対象範囲外のサービスの強要 など

#### 16. 苦情などの受付について

提供されているサービスに不安や不満がある場合、いつでも、どのようなことでも、以下の窓口にお申し出ください。

##### (1) 事業所ご利用者相談・苦情担当

苦情解決担当者：高津 直美

苦情受付担当者：池田 清美

ご利用時間：月曜日～金曜日 8時20分～17時20分

ご利用方法：窓口での受付、苦情受付箱（事務所前受付前に設置）での受付、  
電話での受付

電話番号：0820-25-1212

##### (2) 苦情解決第三者委員

- ・沖村 宏明（住職、元民生委員）〔電話番号 0820-22-0614〕

〒742-1352 柳井市伊保庄小木尾上 4351

- ・山中 孝之 〔電話番号 0820-23-8605〕

〒742-1351 柳井市旭ヶ丘11番4号

- ・吉田 佳子（幼稚園園長）〔電話番号 0827-21-0725〕

〒740-0028 岩国市楠木町3丁目2-30

##### (3) その他 公的機関においても苦情の申し出ができます。

【柳井市健康福祉部高齢者支援課】

所在地：柳井市南町1-10-2

電話番号：0820-22-2111

【平生町健康福祉課】

所在地：熊毛郡平生町大字平生町 210 番地 1

電話番号：0820-56-7115

【山口県柳井健康福祉センター 保健福祉総務室】

所在地：柳井市南町 3 丁目 9 番 3 号

電話番号：0820-22-3777

【山口県国民健康保険団体連合会介護保険課苦情相談係】

所在地：山口市朝田 1980 番地 7

電話番号：083-995-1010

【山口県健康福祉部長寿社会課介護保険班】

所在地：山口市滝町 1-1

電話番号：083-933-2774

【山口県福祉サービス運営適正化委員会】

所在地：山口市大手町 9-6

電話番号：083-924-2837

付則 この重要事項説明書は、令和元年 12 月 1 日施行する。  
この重要事項説明書は、令和 2 年 6 月 1 日改定する。  
この重要事項説明書は、令和 2 年 7 月 1 日改定する。  
この重要事項説明書は、令和 2 年 10 月 1 日一部改定する。  
この重要事項説明書は、令和 3 年 5 月 1 日一部改定する。  
この重要事項説明書は、令和 3 年 12 月 1 日一部改定する。  
この重要事項説明書は、令和 4 年 3 月 1 日一部改定する。  
この重要事項説明書は、令和 6 年 6 月 1 日一部改定する。  
この重要事項説明書は、令和 6 年 9 月 1 日一部改定する。  
この重要事項説明書は、令和 6 年 12 月 1 日一部改定する。  
この重要事項説明書は、令和 7 年 1 月 1 日一部改定する。

この重要事項説明書は、社会福祉法人恒和会が作成した原本に相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

社会福祉法人恒和会

理事長 中村 雅彦 (公印省略)

契約担当者(氏名).....